自

brought to you by

る。つまり実践とは、本来理念であり、当為であり内的主観の絶対性であり、善なる意志なのである。この実践は理
いう形で、実践の領野を理論にたいして上位に位置づけたのだが、そこで考えられる実践とは純粋な道徳的実践であ
たということは、近代の知の様相を最も端的に表しているように思われる。カントは、実践理性の優位を保証すると
カントが彼の哲学をまず理論理性の批判から始め、理論理性を制限することによって実践理性のための場所を空け
にして科学主義VS倫理主義という対立図式ができあがるw。
相対的であり、また規範や当為にかかわるという理由で価値的であるので科学的知とはみなされなくなる。このよう
るようになる。一方でそれと対立するような形で倫理的道徳的価値領野が確立されるが、この領野はたんに主観的、
知の領域における科学的一元化が力を持ち始めると、没価値性という名の客観性が対象的事実と方法の両方を規定す
一次的には理論との対立や、また理論の応用として限定されてはいなかったのである㎝。近代の知の成立とともに、
イエシスの区別のように、実践という概念は、そもそもがひとつの知のあり方を意味していた。実践という概念は第
「実践」が「理論」に対立し始めたのはそれほど遠い昔ではない。アリストテレスによるテオリア、プラクシス、ポ

## ーーカントにおける自由の哲学の生成と限界 (2)-由と実践のために……

村

田

隹

隆

七一

自由と実践のために
論の言葉で語られることはない。自然と自由、事実と価値、存在と当為、客観性と主観性、限定と自発、これらすべ
ての二分法がここで確立されたといってもよいであろう。本稿はカントにおける実践哲学の再構築という大きなテー
マをめざすための手掛かりとして、カントにおける「実践」を主観的道徳的倫理という狭い範囲内にとどまることな
く、カントの体系の中で切り落とされたものを再びとらえなおすための準備としたい。
I 自由の基礎づけという問題系
自由という概念は批判哲学の要石である。われわれは第一批判と第二批判という二つの異なる世界を比較して、自
由の概念を理論から実践への足がかりとするのが常である。自由は、理論的には超越論的理念たる自由のまさに超越
論性が保証され、現実的には「理性の事実」として道徳的-実践的行為において確証される。この思想は、行為の自
発性と、行為者の自発性、すなわち人間の主体性の基礎づけであったが、同時に主体的行為者としての人間が人格と
して自由に行為し、 しかもその行為が 正しいものであるためには、一つの困難を 解決しなければならない。 行為の
普遍妥当性=客観性の保証請求に答えるためには、主体の自由な行いという無制約性(=自発性)を制限せねばなら
ないが、主体の絶対的自発性という自由を確保しながら、一方で絶対的善、つまりすべての理性的存在者にたいする
客観的普遍妥当性を基礎づけるという逆説をどう解くかという問題がカント自由論の核心であったといえる。
このようにカントにおいては、自由と実践という二つの概念は相即不離なプロブレマティクとして定式化された。
自由が実践と結びつくということ、すなわち実践が自由な行為として理解されるということは「実践的自由」という
概念で表される。この概念は自由という理念の実在性を基礎づけるのだが、カントの体系において、自由の理念性と
いうことにかんしては「超越論的自由」もまた自由の根拠である。そこでまず、自由概念の基礎づけの諸相をあきら

さを意味する倫理性──道徳性となる。
致にあるのではなく、秩序や規則を根拠づける側にあると考えられ、根拠づけの正当性を表す概念は意志規定の正し
践的自由によって根拠づけられるとき、その行為は正しいと判断される。こうして正しさは正しい秩序や規則との合
正しいと判定される行いを為すことができるということを含意していなければならない。ある行為の秩序や規則が実
ら、人間が実践的自由を具現することができるためには、意志の規定根拠という概念が、人は正しい行い、もしくは
きなければならない。だとすると、「無制限に善とみなされるものは善意志の他にはまったく考えられない」ののだか
よ、純粋意志に与かる人間的意志もまた、自らの行為における秩序、規則、目的をアプリオリに根拠づけることがで
在者たる人間をそれと類比的に考えるが、絶対的善たる純粋意志が秩序をアプリオリに規定するならば、類比的にせ
し、それがすなわち実践的自由なのである。カントはしばしば完全な理性的存在者について言及し、有限な理性的存
る。「秩序のアプリオリとしての意志」。が自由の根拠になると、自由とは行為を根拠づけることにおける自由を意味
にかけて、世界の秩序は「起源の秩序」。と考えられるようになる。 世界はある意志によって 目的や秩序が与えられ
prudence を通じて正しく行為することができなければならない。ところがキリスト教を経過して中世後期から近世
の行為は世界の宇宙論的連関の中に位置づけられた一つの運動に他ならない。人間が知恵へといたるためには、思慮
て古代から中世に至る宇宙論においては、世界は永遠不変なる秩序と目的を持つ円環運動であった。それゆえ、人間
的な自由とは区別される。近代において意志は秩序を根拠づけ、目的を設定し、立法する能動者である。これに対し
クリングスによれば、概念史的にみると、実践的自由は近代においては意志の自由として規定され、古代の宇宙論
自由から始めてみよう。
クリングスは自由の概念を「現実的自由」「実践的自由」「超越論的自由」の三つに 区別しているが♡、まず 実践的
かにすることによって自由と実践との関係に光りをあててみよう。

自由と実践のために……

七三

自由と実践のために	七四
カントの批判的実践哲学が歩んだ道は自由の問題のアプリオリな普遍化といってよい。	紀といってよい。自由の問題は理性の普遍性
という問いに収斂する。実践的自由は規則や法則を与えるもの、すなわち自律としてとらえられる。自由が	ら自律としてとらえられる。自由が実践的自由
と考えられることから新たに二つの問いが生じる。一、自由は秩序や規則の根拠であるからそれが人間的自由に関す	<b>別の根拠であるからそれが人間的自由に関す</b>
るものであるかぎり、人間は自らの自由による行為の責任を引き受けなければならないということ。二、自分自身の責	ければならないということ。二、自分自身の責
任と関連する自己正当化という問題。批判の眼目は意志規定の正当性は	批判の眼目は意志規定の正当性にあるので、議論の核心は内的主観的であると
同時に普遍的でもあるような倫理性の追求である。カントはこの倫理は	カントはこの倫理性を道徳と考える。この道徳の客観性は一体何
によって保証されるのか。法則という普遍性によってである。こうして	こうして純粋意志(=善意志)-理性-法則-普遍性と
原因性であるから、	自由な主体は自ら進んで自分の格率を法則に従
わせしめる。行為の主体は自らを法則の下にある(法則に従うのでは	(法則に従うのではなく)理性的存在者と自覚することによって、
現実的に自由に行為し、自由を確信するというわけである。このとき	このとき主体は自分の行為を倫理的に正しいものとみな
しうる。	
実践的自由という概念が普遍的法則と行為の内的規定根拠たる格率を同時に規定するということから、自由	同時に規定するということから、自由の担い
手たる人間は人格として考えられる。実践的自由の概念には行為する・	の概念には行為する人格の同一性、行為を人格から分離しうる可能
性、さらに人格に帰属させうる可能性が含意されておりで、これはまさ	これはまさに 実践的自由が 責任ということから考えられ
るということを意味している。	
Ⅱ 超越論的自由	
われわれは実践的自由の概念に内在する連関を考察したのだが、実施	実践的自由をさらに超越論的自由で基礎づけよう

七五	自由と実践のために
る。人倫の形而上学は、形而上学であるかぎりアプリオ	排除することによって普遍性とアプリオリ性とを重ね合わせる。
一純粋という枠組みを保持するが、この枠組みはすべての経験的なものを	カントはまた形而上学構築に向けて経験-純粋という枠組ユ
	Ⅲ 責任性と帰責
カントが義務と道徳という語で語ったのはまさにこのような事態だったともいえようw。	概念に集約される。カントが義務と道徳という語で語ったのは
いては、他者と自己の根源的な肯定、承認がその内容となり、この事態を形式的に表現するならば責任という	由においては、他者と自己の根源的な肯定、承認がその内容-
規則の産出そのものが自由自身の現実化である。それゆえ超越論的自由の実現としての実践的自	論的規則性であり、規則の産出そのものが自由自身の現実化で
実践的自由が現実化するという事態においてわれわれが確信する自由とは、意志の超越	り、第一次的な肯定である。実践的自由が現実化するというす
自由は 「無制約的に 開いてあること Offenheit」® であ	的自由の根拠として捉えうる地点へたどりついた。 超越論的自由は
されていた。しかし今やわれわれは超越論的自由を実践	は、実践理性の優位という大義名分によって曖昧なまま放置されていた。
の独立として考えられた実践的自由は、カントにおいて	的自発性として考えられた超越論的自由と傾向性からの意志の独立として考えられた実践的自由
の自由と自己自身を自由として肯定する」。行為の絶対	的自由は超越論的自由に根拠づけられることによって「他者の自由と自己自身を自由として肯定する」。
であり、肯定の内容は自由自身である。それゆえ実践	の契機を含む。。「超越論的自由とは無制約的な肯定の概念」。であり、
の肯定、三、現実化する実践的自由の自己肯定、の三つ	の内容の肯定、二、規則を理解し、規則に従う審級 Instanz の肯定、
にばならないω。規則を設定するということは、一、規則	bindlichkeit の根源として、また規則の産出として考えられねばならない@。規則を設定するということは、一、規則
(≕無制約性)が規則性、妥当性、拘束性(責務) Ver-	由であるとき)、自由の概念に内包されている絶対的自発性(
実践的自由として 現実のものとなるとき(われわれが実際に自	いるもの」©を明るみに出す。 超越論的自由の 理念が 実践的自
リーデルも指摘するように「カントの思想の中に内包されていたがある点では匿されて	というクリングスの試みは、リーデルも指摘するように「カン

自由と実践のために	七六
リな認識の体系である。カントにとって形而上学としての真なる実践的世界は、命法という名の法則性と、	的世界は、命法という名の法則性と、目的の一
般的形式概念である義務によって構成されている。義務に内的、外的	義務に内的、外的の二つが区別されるに応じて、法則との合致な
二つに区別される。行為そのものと法則との合致を合法性、行為の格	行為の格率と法則との合致を人倫性という。
これまでの考察によってわれわれにはすでに責任性という地平が開かれているのだか	かれているのだから、倫理と責任が次の問題で
ある。カント実践哲学は義務の倫理体系である。「選択意志の形式的規定根拠のほ	定根拠のほかに、 さらに 実質的規定根拠を 🕯
つ責務(拘束性)Verbindlichkeit すなわち感性的衝動から 由来する 目的に 反対できるような目的を持つ責務」☞	目的に 反対できるような目的を持つ責務」。 が
必然的であり、それはすなわち「それ自体において義務であるような目的の概念」◎	目的の概念」。が予想される。 それ 自体におい
て義務であるような目的は、カントによれば自己の完全性と他者の幸福の二つである。	<b>福の二つである。このことは、先にわれわれが</b>
超越論的自由の意義として述べた、自己と他者の第一次的な肯定という内容と一致してい	う内容と一致している。この肯定をわれわれけ
責任という概念で展開したのである。カントの用語法と思考によると、義務	- 義務―拘束性(責務)という図式で処理され
ていた事態を、われわれは責任性と名づけた。道徳の形而上学という発想にたてば、	発想にたてば、たしかに行為する主体と法則と
の関係は「主観的には遵守の感覚なのであり、 客観的には 義務の 感覚なのであるが」ホ、	見なのであるが」。、 リーデルや クリングスとと
もにここに責任性という概念を導入することによって、倫理―実践と	倫理―実践という問題系をみいだすことを試みよう。
義務と拘束性(責務)、善と法則の中間に位置し両者を超越論的に基礎づけるもの、	礎づけるもの、それが責任性であった。「汝自
身のおよび他の人格の内なる人間性を、単に手段としてではなく、常	常に同時に目的として扱うよう努力せよ」という
定言命法の第二の方式は、他者と自己とが人格性概念によって表されているので、	ているので、普遍法則との関係で表された第一
の方式より以上のことが示されていると考えることができるのではな	いか "。もしこの見解が 認められるならば、 仲
者と自己との関係性というこの示唆は、カントの倫理学には本来あらわれな	われない個的人格相互の関係性の問題を浮かび
上がらせることになる。これは人格の相互関係、相互要求と言う意味で義務	で義務―拘束性(責務)の図式にはいり切らた

自由と実践のために	
倫理的責任はある人に帰責可能な行為の正否に関係する。それゆえ責任を問うという事態はまず一、記述 De	記述 Deskri-
ption、中立の観察者が客観的に述べることができる記述的な事実、二、帰責 Askription、ある 行為を 意図し行	心図し行った
のは誰なのか、故意なのか意図的なのかという責めを負わせる次元、三、評価 Präskription、主体の責任に帰せ	山に帰せられ
る。 客観的に記述可能な事態の正、 不正の判定、 といった三つの 局面でみられなければ ならない 🛚 。 さらに評	さらに評価は
三つの観点で考察されうる。。一、技術的、戦術的、戦略的な適否。行為の前提をなす意図、目標、目的にとっ	品にとって行
為が適切かどうかを問うこと。二、実際的な正しさ、社会的な正しさ、法的な正しさといったことに照らして具体:	らして具体的
な行為の意図そのものの次元が問われる。カント的な 用語で言えば、 幸福を 意図するという 実用的な次元の適	次元の適否。
三、絶対的な善や正義が行為の意図に対して突きつける問い。行為の主体性、根本的な意図が無制約的な正しさ	な正しさに合
致しているかどらかということである。カントでは道徳的倫理的実践的といわれる次元での判定であり、行為そ	行為それ自
体の倫理性を問う。最終的な倫理的責任はこの最後の次元において問われ、その具体的な行為の創始者個人に責任が	四人に責任が
帰せられることになる。責任の概念は絶対的善や正義という無制約的目的との合致を問うのだから、本質的に局	のに局部的
なものではなく、主観的(個人的)倫理は人間に対して拒絶できない要求を提示するのである。それゆえ責任はまず	〜責任はまず
個人的倫理的次元において実現される。	
自由の深化≕カント実践概念の真性というように解釈することは、倫理という概念にも深化のグレードを必要	-を必要とさ
せる。カント的な狭義の倫理性は道徳性であった。実用的や技術的といわれる次元はたしかに道徳的ではないか	ts
れないが、しかし倫理と無縁だというのではない。これらの領域は部分的であれ、あるいは低い度合いであれ倫	、あれ倫理の
地平のなかにある。人間の行為において倫理性は決して消滅してしまうことはないのである。これらの領域がす	6域がすべて
倫理性の地平の中にあるということは、人間的行為の事象の背後にはいつでも実践的倫理的責任の次元が存在し	が存在してい
て、われわれは態度を反省的に変更することによってより大きな次元の倫理性へと帰還することができる可能性を示	。可能性を示

七九	自由と実践のために
であり、本質的に制約の解除をめざす。自由=解放と	ゆえ現実的自由とは最も限定された無制約性(≕現実的制限)であ
として生起し、自由はこのとき現実化される。それ	的行為は社会という場で行われる。実践は歴史的、政治的な事柄として生起し、
地平の重層性のうちに現実化される。すべての人間	き、人格性と目的の国は、個人倫理ー客観倫理という複合する諸地平
客観倫理は実践的自由という倫理性の部分的限定と考えることがで	ければ主体の意志決定に参与できないであろう。客観倫理は実践的
のうちに内在化され構造化されて存在しているはずである。さもな	来するわけではないのである。客観的倫理は主体のうちに内在化さ
まるが、しかし必ずしもすべての認識が経験から由	ばそもそも倫理は形成されない。すべての認識は経験とともに始まるが、しかし
礎ではあったが、しかし社会的次元の倫理がなけれ	にかかわるわけではない。たしかに個人倫理がすべての実践の基礎ではあったが、し
形態をとって現象するので、 直接、 主観的格率規定	る倫理という地平が現れ出る。この倫理性は具体的な社会制度的形態をとって現象するので、直接、
の基礎づけのレベルと交錯して、社会的次元におけ	ともかく、規範の基礎は倫理以外ではありえない。ここに、倫理の基礎づけのレベルと交錯して、社会的次元におけ
すべての社会制度には規範が存在する。 生成の時間的順序は	は社会的超個人的という意味で客観的なものである☆。すべての社
すなわち社会的たらざるをえず、これが制度を形成するのである。制度	い。生存のための行動様式は共同的なもの、すなわち社会的たらざ
のパターンを作りだし発展させなければ生存できな	た同時に環境への一般的な適応可能性をも開く。人間は自ら行動のパ
は特殊に限定された本能が欠落している存在であり、そのことはま	人間学的な分析の成果を待つまでもなく、人間は特殊に限定され
	Ⅴ 社会的次元における倫理
ත <sub>ි</sub>	通常軽視されているが、実践哲学の主題としても正当なものである。
政治倫理や経済倫理、科学倫理という概念は哲学においては	が現象しうるということでもある。このような意味で、政治倫理や
<b>恨源的倫理性に支えられながら、個別的具体的倫理</b>	唆している@。それはまた、それぞれの限定された領域の 内部で.根源的倫理性に支えられながら、

自由と実践のために	八〇
いう図式は、超越論的には第一次的肯定の、実践的には絶対的善をめざす道徳性の社会的現実化にほかならない。	さす道徳性の社会的現実化にほかならない。
実践哲学は本来道徳哲学にとどまるものではない。法や政治や歴史が実践哲学に接続するのは、それらが単に社会	実践哲学に接続するのは、それらが単に社会
的なものであるとか、人間の行動にかかわるものであるとかいう理由によるのではなく、	よるのではなく、自由の基礎づけという問題
系の一断面だからである。法と政治の正義をめざすならば歴史の目的論に、道徳の正しさをめざすならば宗教論にい	に、道徳の正しさをめざすならば宗教論にい
たりつく。ところが形而上学的観点からいうと、歴史は経験的なものの集積体であり、一方宗教は絶対的無制約者の	集積体であり、一方宗教は絶対的無制約者の
理念そのものであるから、ともに 人間理性の限界を越えている。 また カ	また カントが語りえた「法」は 人倫の形而上学の
基礎理論にすぎず、 実践概念の深化=先鋭化=切り詰めという 思考の枠内にとどまって こそ 記述可能である。	ニ内にとどまって こそ 記述可能である。歴史
については事情はなおさら複雑である。歴史という事象の捉えがたさに加えて、法則性と義務という枠組みと、	加えて、法則性と義務という枠組みと、アプ
リオリな形而上学への強い求心性とがあいまって、ただただカントは実践的理念の素描を描いたことにとどまってい	践的理念の素描を描いたことにとどまってい
స <b>ం</b>	
Ⅶ 倫理と実践のゆらぎ	
本来自由と実践という問題系は実践という行為の多層性をその背景にもつのだが、カントはここに自然と自由、フ	もつのだが、カントはここに自然と自由、フ
エノーメナとヌーメナという対立をもちこむことによって、実践を理念性つまり道徳性へと切り詰めた。このことに	性つまり道徳性へと切り詰めた。このことに
よってたしかに倫理性という包括的で背景的な、それまでは潜在的であった地平が主題化されることになった。しか	った地平が主題化されることになった。しか
しその反面、実践概念の縮小化が生じ、それと同時に倫理性概念もまた狭義の道徳性へと切り詰められることになっ	<b>狭義の道徳性へと切り詰められることになっ</b>
た。批判哲学の体系内にも技術実践的-道徳実践的という対立が顕在化した。	した。それゆえこの対立の統一(体系構築と
いう観点からいえば)が問題となる。この「統一」はしかし、現実の実践な	この「統一」はしかし、現実の実践的行為は一つであるという観点からいえば、

想力の自由な戯れが必要とされるのである。経験というものの豊かさが思考による切り詰めをゆるさない。そこで、
性)これら二つの領野が「相互浸透」@ しつつも 緊張関係を 保ちつづける。この中間領域は判断力の分野であり、構
けとめるしかあるまい。具体と抽象、理念性と実在性、 Sollen と Können®、主観性(=内面性)と客観性(=社会
践とのあいだの中間領域である。この二分法がもともと多くの問題を孕んでいるとしても、われわれはこの分裂をう
いずれにせよ倫理と実践の媒介という問題は残されたままである。われわれの当面の目標は広義の実践と狭義の実
落とされたままになっているといえよう。
的人間学」@ を置くが、この人間学は倫理学の適用として 考えられているだけである。 やはり実践の中間領域は切り
怜悧の原理に従う人間学とは一体何なのか。カントは実践哲学一般の区分の中に人倫の形而上学と対置させて「道徳
験的自然科学が対応し、人倫の形而上学には倫理学が対応するなら、対応関係をそのまま推しすすめると、実用的な
の形而上学が成立することはない。このような二分法はさらに次のような問いを導く。自然の形而上学には個々の経
くまでもカントにとって形而上学とは普遍法則によるアプリオリな 体系であるから、 経験的具体的事象たる Kunst
Kunst の形而上学は存在しない。 たしかにカントは 判断力の アプリオリな原理を見いだしえたかもしれないが、あ
倫の形而上学が存在しなければならない。そうであるにもかかわらず、快・不快の感情としての判断力については術
認識能力としての悟性には自然の形而上学が存在しなければならず、欲求能力としての理性には自由の、つまり人
れることは実はこのような事情であって、批判は判断力がアプリオリに妥当する条件を探究する。
いものと真なる実践とを媒介するためには判断力の批判が必要である。判断力が悟性と理性との媒介項であると語ら
ちろんこのような中間領域はカント形而上学の対象ではない。それゆえカントは批判を必要とした。真なる実践でな
学は、狭義の道徳的実践という地平と広義の実践という地平のあいだの領域®に固有の問題系を持つことになる。も
二項の「媒介」である。このように考えると、実践哲学として構想された歴史哲学、法哲学、政治哲学、および人間

自由と実践のために……

八

自由と実践のために……

判断力とは何かと問うことではなく、判断力で一体何ができるのかと問うことこそ重要なのである。

## 註

- (1) cf. ガダマー「実践哲学としての解釈学」、『思想』六五九号。
- (2)cf. Riedel, M., Rehabilitierung der praktischen Philosophie, 鶯田清一 九二 世界思想社。 「プラクシスの問題圏」『実践哲学の現在』一九
- 💮 Krings, H., System und Freiheit, Alber 1980.
- ④ op. cit., p. 51.
- (5) ibid.
- 6 Glundlegung.
- 🖻 Metaphysik der Sitten "Einl. IV.
- (8) リーデル、『解釈学と実践哲学』一九八四 以文社 二八三頁。
- ) Krings, op. cit., p. 59.
- 9 op. cit., p. 60.
- D op. cit., p. 61.
- (12) ibid.
- P op. cit., p. 62.
- (14) 基礎づけるというわけである。「責任の現実性が人間に可能な自由を最終的に根拠づける」とリーデルはいう。 以上のことをふまえてリーデルは実践的自由をコミュニケーション的自由と解釈する。コミュニケーション的自由において は、責任性という概念によって人格の相互承認と行為の帰責とが相関的なものとして前提され、その前提を超越論的自由が
- ④ Metaphysik der Sitten. Einl. III.
- G Metaphysik der Sitten. Einl. IV.
- 切 リーデル op. cit., p 282.
- (13) ibid. さらに cf. ペイトン『定言命法』16章 行路社。

(19) リーデル op. cit., p 284. ヘッフェ『倫理・政治的ディスクール』法政大学一九九一 p 23.

② 〈 키 거 H op. cit., p 12.

20 cf. ゲーレン『人間学の探究』紀伊国屋書店

(기 시 기 Ⅰ op. cit., p 29.

3 op. cit., p 30.

② 〈ッフゖ op. cit. p. 20 ff.

(2) cf. ゲーレン op. cit.

(26) cf. Krings, op. cit., リーデル op. cit., ハーバーマス『イデオロギーとしての科学と技術』紀伊国屋 一九八八。

13 ヴァルデンフェルス『行動の空間』白水社 一九八七 三章。

3 Metaphysik der Sitten. Einl. II.

(29) Utopie ⑴⑵」東大論集Ⅱ、Ⅳ。 学への問いが解消されるわけではない。 cf. 坂部恵『理性の不安』勁草書房、さらに 「Anthropographie, Anthropogonie, それでもなおカントの人間学が「世界公民としての人間の認識をふくむ」かぎり、哲学が「世界概念」であるかぎり、人間

(0)、(1) ヴァルデンフェルス op. cit.,

——大学院研究員——